

第 30 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 7年 12月25日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 7年 12月25日(木) 15時30分～17時33分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第4 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件
- 日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
- 日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第22条の第1項の規定による農用地買入協議要請の件
- 日程第8 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	15番 堀井 和宏	16番 道下 勇治
17番 横溝 勲			

●欠席委員

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛

●議事録署名委員

2番 平林 浩哉 17番 横溝 勲

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、2番 平林委員、17番 横溝委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北明西9線外合計4筆、公募・現況地目とも畑、合計面積86,106㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、野澤あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○5番（野澤委員） 5番野澤です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。12月18日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、島部会長、山川委員、小林委員、道下委員、横溝委員、そして私野澤、事務局から藤野局長が出席しています。当日は、9時00分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、13時00分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号1番から番号12番は、賃貸借でのあっせん成立となりました。また、番号13番から番号16番については、資金調達等に時間を要するためあっせん不成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、野澤あっせん委員長より説明のありました報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件を議題とします。それでは、番号1番から番号14番について事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんについて、芽室町農地移動適正化あっせん事業実施規程第7条第1項の規定により、あっせん委員会の開催を省略したので、同項の規定により報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町毛根北6線、公簿・現況地目とも畑、面積9,861㎡を賃貸借するものです。

【番号2番】土地の所在は、芽室町毛根北6線、公簿・現況地目とも畑、面積20,377㎡を賃貸借するものです。

【番号3番】土地の所在は、芽室町毛根北6線外合計7筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積54,368㎡を賃貸借するものです。

【番号4番】土地の所在は、芽室町毛根北8線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積77,826㎡を賃貸借するものです。

【番号5番】土地の所在は、芽室町北伏古南12線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積31,074㎡を賃貸借するものです。

【番号6番】土地の所在は、芽室町北伏古南12線、公簿・現況地目とも畑、面積42,886㎡を賃貸借するものです。

【番号7番】土地の所在は、芽室町北伏古南12線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積51,500㎡を賃貸借するものです。

【番号8番】土地の所在は、芽室町北伏古南13線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積32,391㎡を賃貸借するものです。

【番号9番】土地の所在は、芽室町北伏古南8線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積44,565㎡を賃貸借するものです。

【番号10番】土地の所在は、芽室町北伏古南8線外合計8筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積64,227㎡を賃貸借するものです。

【番号11番】土地の所在は、芽室町北伏古南8線、公簿・現況地目とも畑、面積10,101㎡を賃貸借するものです。

【番号12番】土地の所在は、芽室町北伏古南8線、公簿・現況地目とも畑、面積2,496㎡を賃貸借するものです。

【番号13番】土地の所在は、芽室町北伏古東14線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積31,372㎡を賃貸借するものです。

【番号14番】土地の所在は、芽室町坂の上9線、公簿・現況地目とも畑、面積49,199㎡

を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号7番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町美生7線、公簿・現況地目とも畑、面積20,000㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年11月19日、土地の引渡しの時期は令和7年11月19日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町祥栄北6線、公簿・現況地目とも畑、面積19,883㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年10月31日、土地の引渡しの時期は令和7年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号3番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積2,373㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年10月31日、土地の引渡しの時期は令和7年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号4番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積49,768㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年10月31日、土地の引渡しの時期は令和7年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号5番】土地の所在は、芽室町北芽室北5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積32,925㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年10月31日、土地の引渡しの時期は令和7年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号6番】土地の所在は、芽室町坂の上9線、公簿・現況地目とも畑、面積49,199㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年11月26日、土地の引渡しの時期は令和7年12月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号7番】土地の所在は、芽室町上伏古12線、公簿・現況地目とも畑、面積3,250㎡で

す。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年11月7日、土地の引渡しの時期は令和7年12月26日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号7番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号3番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号4番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号4番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号5番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号5番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号6番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号6番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号7番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号7番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番】土地の所在は、芽室町伏美15線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積147,589㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めます。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 栗野委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（栗野委員） 14番栗野です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、上美生市街地から約2kmに位置している農地です。譲受人の規模拡大による売買であり、地域からの理解も得ていることから、問題のない案件と思われまます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、関連がありますので、番号2番から番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）【番号2番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計16筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積237,215㎡です。本申請は、贈与となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めます。

【番号3番】土地の所在は、芽室町中伏古東1線外合計24筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積226,679㎡です。本申請は、贈与となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めます。

【番号4番】土地の所在は、芽室町中伏古東1線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積55,963㎡です。本申請は、贈与となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めます。

【番号5番】土地の所在は、芽室町中伏古東1線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積69,161㎡です。本申請は、贈与となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めます。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 中捨委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○3番（中捨委員） 3番中捨です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地から南へ約10kmに位置している日の出地区の農地と、坂の上地区にある農地です。譲受人

は、農業歴10年を経過し、安定した経営を行っております。親から子への贈与であり、子は農地適格法人の構成員であり、今後も耕作を続けることから、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番から番号5番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）【番号6番】土地の所在は、芽室町芽室南3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積14,384㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、高岩地区に位置しており、借人耕作地の道路向かいの農地です。特に、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号6番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号7番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）【番号7番】土地の所在は、芽室町美生7線、公簿・現況地目とも畑、面積20,000㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○2番（平林委員） 2番平林です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、貸人の住宅南側に位置している農地です。借人の農地と地続きになっており、地域からの理解を得ていることから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号7番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号7番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号8番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）【番号8番】土地の所在は、芽室町上伏古11線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積29,821㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 鳥本委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（鳥本委員） 12番鳥本です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、規模拡大のための賃貸借です。借人は、農業に従事して40年以上経過し、現在、子を中心に家族で農業経営を行っています。また、地域からの理解を得ていることから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号8番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号8番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号9番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）【番号9番】土地の所在は、芽室町上伏古12線、公簿・現況地目とも畑、面積3,250㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 鳥本委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番(島本委員) 12番島本です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、貸人住宅の東側にある農地です。借人は、前借人の後継者であり、そのままアスパラの作付をされるとのことです。農業に従事して5年経過しており、農事組合でも活躍されていることから、問題のない案件と思われます。

○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号9番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号9番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号9番について、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 次に、関連がありますので、番号10番から番号16番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田)【番号10番】土地の所在は、芽室町雄馬別10線外合計10筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積279,419㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号11番】土地の所在は、芽室町雄馬別10線外合計19筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積333,933㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号12番】土地の所在は、芽室町雄馬別12線外合計9筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積300,021㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号13番】土地の所在は、芽室町雄馬別11線外合計74筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積1,143,115㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号14番】土地の所在は、芽室町雄馬別10線外合計8筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積98,140㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号15番】土地の所在は、芽室町雄馬別11線外合計25筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積649,491㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号16番】土地の所在は、芽室町雄馬別12線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積68,302㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 栗野委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番(栗野委員) 14番栗野です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、上美生市街地から南へ約8kmに位置しています。本申請は、構成員から法人への賃貸借となつて

おり、周辺地域からの理解を得ていることから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号10番から番号16番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、番号10番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号10番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号11番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号11番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号12番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号12番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号13番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号13番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号14番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号14番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号15番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号15番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号16番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号16番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号17番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）【番号17番】土地の所在は、芽室町坂の上7線外合計20筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積366,293㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 野澤委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番(野澤委員) 5番野澤です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。借人は、就農して11年、多品目の野菜を作付し、直売所販売等を積極的に行っています。また、家族と立派な農業経営をされており、地域の模範となる経営を行っています。地域からの理解を得ていることから、問題のない案件と思われます。

○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号17番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号17番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号17番について、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 次に、関連がありますので、番号18番、番号19番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田)【番号18番】土地の所在は、芽室町上芽室東外合計8筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積251,375㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号19番】土地の所在は、芽室町中美生6線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積214,435㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります土屋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番(土屋委員) 9番土屋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、祖父から孫、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。家族で農業経営を行っており、地域からの理解を得ていることから、特に、問題のない案件と思われます。

○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号18番、番号19番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、番号18番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号18番について、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 次に、番号19番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号19番について、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 次に、番号20番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田)【番号20番】土地の所在は、芽室町新生南3線外合計7筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積182,971㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地

法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 嶋崎委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。借人は、農業に従事して15年が経過し、現在では家族経営の中心的な役割を果たしています。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借であり、特に、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号20番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号20番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号20番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号21番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）【番号21番】土地の所在は、芽室町東芽室南3線外合計12筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積276,009㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 野澤委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番（野澤委員） 5番野澤です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、大成・東芽室地区の自宅周辺の農地です。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。借人は、就農して20年間、父と協力し、安定した農業経営を行い、地域ではリーダー的な立場で営農されています。地域からの理解を得ていることから、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号21番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号21番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号21番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、関連がありますので、番号22番、番号23番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）【番号22番】土地の所在は、芽室町上伏古9線外合計13筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積268,132㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号23番】土地の所在は、芽室町雄馬別10線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積45,519㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 鳥本委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（鳥本委員） 12番鳥本です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、祖父から孫、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。借人は、農業実習を受け、農業に従事して3年が経過し、来年からは農事組合活動も期待されています。特に、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号22番、番号23番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、番号22番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号22番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号23番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号23番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号24番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）【番号24番】土地の所在は、芽室町伏美13線外合計20筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積381,761㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 鳥本委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（鳥本委員） 12番鳥本です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。借人は、農業に従事して5年が経過し、農事組合青年部活動でも活躍されているため、特に、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号24番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号24番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号24番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号25番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）【番号25番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計24筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積367,604㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 山川委員より

現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○7番（山川委員） 7番山川です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、祖父から孫への経営移譲に伴う使用貸借です。申請地は、旧JA坂の上店から北へ約2kmに位置しています。借人は、農業に従事して16年が経過し、地域内でもリーダー的な役割を果たしています。周辺への影響がないことから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

16時36分 休憩

16時37分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号25番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号25番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号25番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号26番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）【番号26番】土地の所在は、芽室町上伏古8線外合計9筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積346,986㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 山川委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○7番（山川委員） 7番山川です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。申請地は、旧JA坂の上店から南へ約3.5km、明盛地区に位置しています。借人は、農業に従事して14年が経過し、地域を支える堅実な後継者であることから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号26番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号26番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号26番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号27番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）【番号27番】土地の所在は、芽室町西士狩北3線外合計18筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積109,936.71㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 高橋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（高橋委員） 13番高橋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。借人は、短大卒業後、両親と同居し、家業を手伝っています。親子間での使用貸借であるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号27番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号27番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号27番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、関連がありますので、番号28番から番号30番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）【番号28番】土地の所在は、芽室町芽室南2線外合計9筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積115,262㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号29番】土地の所在は、芽室町西7条5丁目外合計20筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積173,603㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号30番】土地の所在は、芽室町芽室南3線、公簿地目は雑種地、現況地目は畑、面積7,432㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。借人は、農業に従事して18年が経過し、家族経営の中心的な役割を果たしています。また、地域の集会や連合会へも積極的に参加しており、特に、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号28番から番号30番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、番号28番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号28番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号29番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号29番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号30番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号30番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、関連がありますので、番号31番、番号32番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）【番号31番】土地の所在は、芽室町伏美12線外合計12筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積385,321㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号32番】土地の所在は、芽室町伏美12線外合計8筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積216,916㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 栗野委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（栗野委員） 14番栗野です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、上美生市街地から東へ約3kmに位置しています。本申請は、祖父から孫、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。貸人は、後継者として10年以上農業に従事され、家族で畑作を中心に農業経営を行っています。また、勤勉で真面目な後継者であり、地域でも人望があります。地域からの理解を得ていることから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号31番、番号32番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、番号31番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号31番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号32番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号32番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号33番についてですが、私、島部に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されることとなります。本案件の審議開始から終了までの間、退席させていただき、その間、平林会長職務代理者に議長をお願い

いし、審議していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、暫時休憩といたします。

16時49分 休憩

【島部会長退室】

16時50分 再開

○議長（平林代理） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（平林代理） それでは、番号33番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）【番号33番】土地の所在は、芽室町毛根北7線外合計62筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積468,531㎡です。本申請は、使用貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（平林代理） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番（横溝委員） 17番横溝です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。貸人は、農業に従事して20年近く経過しており、経営内容もそのまま引き継ぐことから、特に、問題のない案件と思われます。

○議長（平林代理） これより質疑を行います。番号33番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（平林代理） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号33番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（平林代理） 異議なしと認め、番号33番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（平林代理） 以上で、議案第2号を終わります。

○議長（平林代理） 予定された案件の審議が終了しましたので、以上をもって、議長を退任したいと思います。ここで、暫時休憩といたします。

16時52分 休憩

【島部会長入室】

17時00分 再開

●日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協

議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番から番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められているので、芽室町に対し買入協議を行うよう要請することについて審議を求めます。

【番号1番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積63,864㎡です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町平和西15線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積47,158㎡です。

【番号3番】土地の所在は、芽室町平和西13線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積75,313㎡です。

【番号4番】土地の所在は、芽室町平和西14線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積69,047㎡です。

○議長（島部会長） 次に、野澤あっせん委員長より経過について、説明願います。

○5番（野澤委員） 5番野澤です。12月18日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、島部会長、山川委員、小林委員、道下委員、横溝委員、そして私野澤、事務局から藤野局長が出席しています。当日は、事前の協議会と現地調査を行い、その後、あっせん委員会を開催しました。番号1番から番号4番について、譲受希望者の資金調達等に時間を要するため、公社への買入が必要となったものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。番号1番から番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

●日程第8 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件を議題とします。それでは、整理番号106番から整理番号149番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により次の農用地利用集積等促進計画（案）について、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することについて、議決を求める。

【整理番号106番】土地の所在は、芽室町毛根北6線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積30,238㎡を賃貸借するものです。

【整理番号107番】土地の所在は、芽室町毛根北6線、公簿・現況地目とも畑、面積9,861㎡を賃貸借するものです。

【整理番号108番】土地の所在は、芽室町毛根北6線、公簿・現況地目とも畑、面積20,377㎡を賃貸借するものです。

【整理番号109番】土地の所在は、芽室町毛根北6線外合計11筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積132,176㎡を賃貸借するものです。

【整理番号110番】土地の所在は、芽室町毛根北6線外合計7筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積54,368㎡を賃貸借するものです。

【整理番号111番】土地の所在は、芽室町毛根北8線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積77,808㎡を賃貸借するものです。

【整理番号112番】土地の所在は、芽室町北伏古南12線外合計7筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積157,851㎡を賃貸借するものです。

【整理番号113番】土地の所在は、芽室町北伏古南12線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積31,074㎡を賃貸借するものです。

【整理番号114番】土地の所在は、芽室町北伏古南12線、公簿・現況地目とも畑、面積42,886㎡を賃貸借するものです。

【整理番号115番】土地の所在は、芽室町北伏古南12線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積51,500㎡を賃貸借するものです。

【整理番号116番】土地の所在は、芽室町北伏古南13線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積32,391㎡を賃貸借するものです。

【整理番号117番】土地の所在は、芽室町北伏古南8線外合計15筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積121,389㎡を賃貸借するものです。

【整理番号118番】土地の所在は、芽室町北伏古南8線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積44,565㎡を賃貸借するものです。

【整理番号119番】土地の所在は、芽室町北伏古南8線外合計8筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積64,227㎡を賃貸借するものです。

【整理番号120番】土地の所在は、芽室町北伏古南8線、公簿・現況地目とも畑、面積10,101㎡を賃貸借するものです。

【整理番号121番】土地の所在は、芽室町北伏古南8線、公簿・現況地目とも畑、面積2,496㎡を賃貸借するものです。

【整理番号122番】土地の所在は、芽室町北伏古東14線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積31,372㎡を賃貸借するものです。

【整理番号123番】土地の所在は、芽室町北伏古東4線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積31,372㎡を賃貸借するものです。

【整理番号124番】土地の所在は、芽室町坂の上9線、公簿・現況地目とも畑、面積49,199㎡を賃貸借するものです。

【整理番号125番】土地の所在は、芽室町坂の上9線、公簿・現況地目とも畑、面積49,199㎡を賃貸借するものです。

【整理番号126番】土地の所在は、芽室町北芽室北5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積32,925㎡を賃貸借するものです。

【整理番号127番】土地の所在は、芽室町北芽室北5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積32,925㎡を賃貸借するものです。

【整理番号128番】土地の所在は、芽室町祥栄北6線、公簿・現況地目とも畑、面積19,883㎡を賃貸借するものです。

【整理番号129番】土地の所在は、芽室町祥栄北6線、公簿・現況地目とも畑、面積19,883㎡を賃貸借するものです。

【整理番号130番】土地の所在は、芽室町芽室北2線外合計29筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積273,816㎡を賃貸借するものです。

【整理番号131番】土地の所在は、芽室町芽室北2線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積30,254㎡を賃貸借するものです。

【整理番号132番】土地の所在は、芽室町芽室北2線外合計9筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積22,728㎡を賃貸借するものです。

【整理番号133番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積34,191㎡を賃貸借するものです。

【整理番号134番】土地の所在は、芽室町北芽室北5線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積127,135㎡を賃貸借するものです。

【整理番号135番】土地の所在は、芽室町北芽室北5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積11,602㎡を賃貸借するものです。

【整理番号136番】土地の所在は、芽室町北芽室北7線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積20,555㎡を賃貸借するものです。

【整理番号137番】土地の所在は、芽室町北芽室北6線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積27,351㎡を賃貸借するものです。

【整理番号138番】土地の所在は、芽室町芽室北2線、公簿・現況地目とも畑、面積7,848㎡を賃貸借するものです。

【整理番号139番】土地の所在は、芽室町芽室北2線、公簿・現況地目とも畑、面積7,848㎡を賃貸借するものです。

【整理番号140番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積2,373㎡を賃貸借するものです。

【整理番号141番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積2,373㎡を賃貸借するものです。

【整理番号142番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積49,768㎡を賃貸借するものです。

【整理番号143番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積49,768㎡を賃貸借するものです。

【整理番号144番】土地の所在は、芽室町渋山9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積47,276㎡を賃貸借するものです。

【整理番号145番】土地の所在は、芽室町雄馬別13線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積87,025㎡を賃貸借するものです。

【整理番号146番】土地の所在は、芽室町伏美12線、公簿・現況地目とも畑、面積42,143㎡を賃貸借するものです。

【整理番号147番】土地の所在は、芽室町伏美12線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積49,779㎡を賃貸借するものです。

【整理番号148番】土地の所在は、芽室町祥栄北9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積84,532㎡を売買するものです。

【整理番号149番】土地の所在は、芽室町上伏古9線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積136,625㎡を売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号106番から整理番号149番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号106番から整理番号149番について、原案のとおり、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を作成するよう要請することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号106番から整理番号149番について、原案

のとおり決定し、公益財団法人北海道農業公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することとします。なお、本町においては、公益財団法人北海道農業公から、今回要請した計画案のとおり計画許可申請があった場合には、遅滞なく、許可・公告を行うこととします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第30回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

（17時33分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 7年 12月 25日

議 長 (農業委員会会長)

議 長 (農業委員会会長代理)
会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員